

項目	No	質問	回答
1宿泊税制度について	1 宿泊税とはどのような税金ですか。		宿泊税は、村内の旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設に宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、阿智村宿泊税条例において税率や使途を定める法定外目的税です。
	2 法定外目的税とはどういったものですか。		条例で定める特定の費用に充てるために地方自治体が課することができる税です。
	3 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。		観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、星神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用に充てるため導入するものです。
	4 宿泊税は使途はどのように決まるのですか。		村の産業振興協議会の観光分科会の意見を聞いたうえで、事業の内容を定め、その事業の検証や評価を行ってまいります。 また、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表することとしております。
	5 宿泊税の使途は星神温泉に限定されるのですか。		阿智村では星神温泉リニア新時代構想によるまちづくりを進めていますが、日本一の星空や花桃のほか、阿智村セブンサミットに登録された山への登山など自然や風土を活かした観光資源が多数あり、今後様々な事業に活用してまいります。
	6 県税分が、制度開始から3年間は税率を100円とするのはなぜですか。		観光産業はコロナ禍からの回復途上にあり、物価高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況への配慮を求めるご意見も踏まえ、制度開始当初は税率を100円に引き下げるとしています。
	7 税率等が変更されることはないですか。		税率等については、阿智村宿泊税条例において、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。また、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うこととしています。
2課税対象について	8 どのような施設での宿泊が課税対象となりますか。		阿智村内に所在する旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊です。
	9 阿智村宿泊税条例の施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。		施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象なりません。
	10 阿智村宿泊税条例の施行日より前に予約があった宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。		予約の日時に関わらず、条例の施行日以後に行われる宿泊が課税対象となります。
	11 ビジネス利用など、観光目的ではない宿泊も課税対象ですか。		観光目的ではない宿泊であっても宿泊税の課税対象となります。宿泊施設の宿泊者は、その宿泊の目的に関わらず、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いするものです。
	12 幼児や子どもが宿泊する場合も宿泊税の課税対象ですか。		年齢に関わらず、1人1泊につき6,000円以上の宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方が課税対象となります。子どもの添い寝が無料の場合など宿泊料金が発生しない宿泊や、宿泊料金が6,000円（免税点）未満の宿泊は、宿泊税の課税対象なりません。
	13 教育活動又は研究活動として宿泊する場合の課税免除について、阿智村宿泊税条例第3条第1号の「学校」の範囲を教えてください。		学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（高専）となり、専修学校（専門学校など）や各種学校は対象外です。

項目	No	質問	回答
2 課税対象について (続き)	14	部活動やサークルの合宿で宿泊する場合は課税免除の対象ですか。	次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。 (1)小学校から高等学校の場合 ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、校長がその旨を証明していること (2)高等専門学校及び大学の場合 ①学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること ②学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動 であり、校長が、上記の①及び②について証明していること
	15	地域展開したクラブ活動に伴う宿泊は課税免除の対象ですか。	宿泊税における課税免除は、学校主体の活動であることに着目した制度であり、学校の教育活動又は研究活動としての宿泊である旨を校長が証明する場合に限り、課税免除の対象としているため、これに該当しない地域のクラブ活動での宿泊は課税対象となります。一方で、部活動地域展開後の地域クラブ活動は、一定の教育的な意義が認められており、国の有識者会議でも制度の検討が進められていることから、引き続き動向を注視します。
	16	キャンプ場等におけるテントやバンガローでの宿泊は課税対象ですか。	旅館業法において、旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業とされているため、移動式のテントを宿泊者が自ら設置する場合など、旅館業法上の旅館業に該当しない施設での宿泊は宿泊税の課税対象となりません。ただし、事業者が固定式のテントやバンガローといった施設を設け、その施設で宿泊者が宿泊する場合など、旅館業法上の旅館業に該当する施設での宿泊は課税対象となります。
	17	公営の宿泊施設での宿泊は課税対象ですか。	ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等の公営の宿泊施設であっても、その設置目的に関わらず、当該施設が旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）に該当する場合は、当該施設での宿泊は課税対象となります。
	18	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所での宿泊は課税対象ですか。	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）又は住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に該当しませんので、課税対象なりません。
	19	カプセルホテルでの宿泊は課税対象ですか。	旅館業法の許可を受けて営むカプセルホテルでの宿泊は課税対象となります。一般的にカプセルホテルは旅館業法上の簡易宿所営業に該当するものと考えられます。
	20	インターネットカフェでの滞在は課税対象ですか。	旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）に係る施設に該当しない場合は、宿泊税の課税対象なりません。
	21	ウィークリーマンションでの滞在は課税対象ですか。	いわゆるウィークリーマンションなど短期賃貸住宅につきましては、旅館業法の許可を必要とする施設と判断されることがあり、宿泊税の課税対象となる場合があります。 なお、旅館業法上の営業施設であるか否かにつきましては、衛生上の維持管理責任の所在等を踏まえて総合的に判断しますので、ご不明な場合は旅館業法を所管する保健所にご確認ください。
	22	宿泊施設内のレストランやプールなどの施設のみを利用する場合は課税対象で宿泊施設内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となります。	宿泊施設内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となります。
	23	宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱っているものの宿泊者がないことが明らかである場合、宿泊税は課されますか。	例えば、宿泊のキャンセルがあった場合やチェックインがされなかった場合など、宿泊者がないことが明らかであれば宿泊税は課されません。
	24	いわゆるラブホテルでの休憩利用や、客室の日帰り利用（デイユース）は課税対象ですか。	宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱っていない限りは宿泊税の課税対象となります。

項目	No	質問	回答
3宿泊料金について	25	宿泊税における宿泊料金の定義はどのようなものですか。	<p>宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。宿泊料金が1人1泊につき6,000円（免税点）未満の宿泊については宿泊税の課税対象となりません。</p> <p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額 (例:清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料) <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 (例:タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など) ○宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
	26	宿泊料金の一定割合を手数料として宿泊予約サイトに支払っていますが、手数料を控除した後の金額を宿泊税における宿泊料金とするのですか。	宿泊施設が宿泊料金の一定割合を宿泊予約サイトに手数料として支払う場合は、手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。
	27	いわゆるオーベルジュ（宿泊施設を備えたレストラン）等では、飲食の対価が宿泊そのものの対価を大幅に上回って設定されている場合もありますが、このような場合であっても飲食の対価を除いた金額を宿泊税における宿泊料金とするのですか。	金額の多寡に関わらず、飲食の対価に相当する金額は宿泊税における宿泊料金に含みません。
	28	ペットの宿泊に係る料金は宿泊税における宿泊料金に含みますか。	ペットは宿泊税の納税義務者である宿泊者に当たらないため、ペットの宿泊に係る料金は宿泊税における宿泊料金に含みません。ただし、ペットの宿泊に伴い清掃代やサービス料などが宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず宿泊者に請求される場合は、宿泊者の宿泊料金に含みます。
	29	宿泊施設が宿泊者に寝具や寝衣などの宿泊に係る備品を有料で貸し出す場合がありますが、この場合の貸出料（レンタル料）は宿泊税における宿泊料金に含みますか。	当該貸出料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額に当たらない場合は、宿泊税における宿泊料金には含みません。
4特別徴収義務者について	30	宿泊税における特別徴収制度とはどういったものですか。	宿泊税の納税義務者は課税対象となる宿泊をした宿泊者ですが、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊施設の経営者（宿泊事業者）が宿泊者から宿泊税を徴収し、村に申告納入を行う仕組みとしており、この仕組みを特別徴収制度といいます。
	31	宿泊税の特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設の経営者並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者です。
	32	特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入が必要となるのはどのような人ですか。1人1泊につき6,000円（免税点）以上の宿泊料金の設定がない場合は手続きを行う必要があります。	<p>宿泊料金が1人1泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がある宿泊施設の経営者は、村に対して特別徴収義務者としての登録申請を行った上で、宿泊税を申告納入していただく必要があります。</p> <p>一方で、宿泊料金が1人1泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がない宿泊施設（特定宿泊施設）の経営者は、特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入を行う必要はありませんが、特定宿泊施設に該当することについて村に申出を行っていただく必要があります。なお、特定宿泊施設が宿泊料金の変更等によって1人1泊につき6,000円（免税点）以上の宿泊料金を設定する場合、その時点で特別徴収義務者としての登録申請を行った上で、宿泊税を申告納入していくことになります。</p>

項目	No	質問	回答
4 特別徴収義務者について（続き）	33	特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入は、事業者単位で行いますか。それとも宿泊施設単位で行いますか。	特別徴収義務者の登録申請、宿泊税の申告納入とともに、宿泊施設ごとに行っていただく必要があります。
	34	宿泊料金が1人1泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がない宿泊施設（特定宿泊施設）であっても、帳簿等の記載・保存を行う必要はありますか。	徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握する観点から、帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存は、特定宿泊施設を含むすべての特別徴収義務者（旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設の経営者並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者）において行っていただく必要があります。
	35	宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか。宿泊料金をインターネットによるクレジットカード決済で領収していますが、宿泊税はどういうふうに徴収したらよいですか。	徴収方法について決まりはありません。事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収するなど、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくことになります。
	36	クレジットカード決済等により宿泊税を徴収した場合の手数料は宿泊事業者の負担ですか。	宿泊者がクレジットカード等により宿泊税を支払った場合の手数料については、宿泊事業者にご負担いただくことになります。
	37	オンライン旅行代理店（OTA）等において宿泊料金と併せて宿泊税相当分の金額を事前決済する場合、宿泊事業者からOTAに支払う手数料の算定上、宿泊税相当分が加算されることになりますが、この場合の手数料は宿泊事業者の負担ですか。	オンライン旅行代理店等への手数料については、宿泊事業者にご負担いただくことになります。
	38	宿泊者が宿泊税の支払いに応じない場合は、どのように対応すべきですか。	納稅義務者（宿泊者）が納稅しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者（宿泊事業者）が村に宿泊税を納入した上で、納稅拒否をした納稅義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになりますが、村としても宿泊税の支払い拒否の未然防止に向け、宿泊税制度の十分な周知や、宿泊者向け説明用資料の作成・提供などに努めます。
5宿泊税の申告納入について	39	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。	阿智村ホームページから各種様式をダウンロードできます。 アドレスは次のとおりです。 https://www.vill.achi.lg.jp/site/syukuhakuzei/syukuhakuzeiyousiki.html
	40	納入申告書は毎月送られてくるのでしょうか。	特別徴収義務者の登録のある宿泊事業者には、宿泊税の申告納入に必要となる様式について、毎年3月頃に翌年度分をまとめて送付する予定です。
	41	宿泊税の申告納入は毎月行う必要がありますか。	原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合、村に申請いただくことで、宿泊税を3か月分まとめて申告納入できる特例措置を設けています。
	42	宿泊の実績がない月であっても宿泊税の申告納入は必要ですか。	特別徴収義務者としての登録申請を行っている場合は、納入すべき宿泊税額が発生しない場合であっても申告の手続きは行っていただく必要があります。納入の手続きは不要です。
	43	郵便を利用して納入申告書を提出し、村への到着が期限より後になった場合は期限後申告となりますか。	原則として、役場に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。
	44	宿泊税の申告納入の手続きについて、電子申告・電子納税は可能ですか。	地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告・電子納税の手続きが可能です。詳細については「宿泊税に係る電子申告・申請（eLTAX）の手引き」をご確認ください。

項目	No	質問	回答
5宿泊税の申告納入について（続き）	45	県分の宿泊税はどのように申告納入すべきですか。	阿智村が、県分及び村分の宿泊税をまとめて徴収しますので、県税及び村税分の宿泊税を合せて申告納入手続きを行っていただきます。 また、特別徴収義務者としての登録の手続き等についても村へ行っていただきます（県への手続きは不要です）。
	46	旅行代理店等が宿泊を含む旅行商品を販売する際に、宿泊税相当分の金額を預かるることはできますか。	旅行代理店等が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、特別徴収義務者（宿泊事業者）にお支払いいただくことも可能です。
	47	旅行代理店等が旅行商品の販売時に宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かった場合に、旅行代理店等が村に対して直接宿泊税の申告納入を行うことはできますか。	宿泊税の特別徴収義務者は旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業に係る施設の経営者であるため、旅行代理店等が宿泊税の申告納入を行うことはできません。
	48	宿泊者が旅行代理店等を通じて宿泊料金や宿泊税相当分の金額を支払った場合、旅行代理店等から宿泊施設への入金は宿泊があった月の翌々月以降になる場合がありますが、この場合も宿泊があった月の翌月末日までに宿泊税の申告納入の手続きをする必要がありますか。	阿智村宿泊税条例第9条において、特別徴収義務者は、前月の初日から同月末日までの間ににおいて徴収すべき宿泊税について、毎月末日までに村に納入いただく旨を規定していることから、宿泊施設における入金の時期に関わらず、月ごとの宿泊実績に応じた宿泊税額について期限までに申告納入をお願いします。